令和８年総務企画委員会会議録

１．招集年月日　　令和８年６月17日（水）

２．招集の場所　　可児市役所５階第１委員会室

３．開　　会　　令和８年６月17日　午前８時54分　委員長宣告

４．審 査 事 項

１．付託案件

議案第31号　可児市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例及び可児市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第32号　可児市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第34号　可児市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号　可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

議案第42号　財産の取得について

２．事前質疑

（１）服装の自由化について

（２）水防訓練について

３．報告事項

（１）出資法人（土地開発公社）の経営状況説明について

（２）出資法人（一般社団法人カニミライブ）の経営状況説明について

４．協議事項

（１）次期委員会への引継ぎ事項について

（２）行政視察報告について

５．出席委員　（７名）

委員長	板津博之	副委員長	渡辺仁美
委員	亀谷光	委員	野呂和久
委員	髙木将延	委員	大平伸二
委員	田上元一		

６．欠席委員　なし

７．説明のため出席した者の職氏名

市政企画部長	水野　修	総務部長	水野伸治
経済交流部長	荻曽英勝	秘書政策課長	可児浩之
人事課長	金子嘉明	広報情報課長	磯谷琢也

防災安全課長	後　藤　政　幸	市民課長	安　田　美　保
税務課長	水　野　正　貴	農林課長	大　津　　誠

８．参考人

一般社団法人　カニミライブ　事務局長　　三　宅　大　祐

９．職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	鈴　木　賢　司	議会総務課長	平　田　祐　二
議会事務局書記	横　田　郁　子	議会事務局書記	今　枝　明日香

開会　午前８時54分

○委員長（板津博之君）　それでは、皆さんおはようございます。

ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからマイクのスイッチを押して発言をお願いいたします。

初めに、議案第31号　可児市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例及び可児市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○市民課長（安田美保君）　議案第31号　可児市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例及び可児市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

資料番号１、議案書の54ページから56ページ、併せて資料番号４、提出議案説明書の３ページを御覧ください。

今回の改正は、出入国管理及び難民認定法等の一部改正により、在留カード及び特別永住者証明書に個人番号カードの機能を付加した特定在留カード及び特定特別永住者証明書の運用が始まることに対応するため、関連する条例を改正するものです。

まず、第１条、可児市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正についてです。

この条例は、市の条例や規則に基づく手続を書面だけでなく、オンラインでも可能にするための条例となります。

第３条第４項では、市に対して行う申請等について、オンラインで手続を行う場合の電子署名に、個人番号カードを用いた方法に加え、特定在留カード等を用いた方法を追加します。

また、第８条では、条例等において書面等による添付が求められている手続について、個人番号カードを用いて必要な情報を取得できる場合は、添付書類等を省略できることとしていますが、これに特定在留カード等を追加します。

次に、第２条、可児市印鑑条例の一部改正についてです。

第10条の２では、個人番号カードを使用してコンビニエンスストアなどに設置された端末機で印鑑証明書を取得できることを定めています。今回の改正では、これに特定在留カード等を追加します。

いずれの改正も、これまで個人番号カードを前提としていた仕組みに特定在留カード等を加えるものです。

施行日は公布日からとなります。以上です。

○委員長（板津博之君）　それでは、これより議案第31号に対する質疑を行います。

発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了といたします。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

それでは、討論を終了といたします。

これより、議案第31号　可児市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例及び可児市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第31号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第32号　可児市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○税務課長（水野正貴君）　議案第32号　可児市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

資料番号１の議案書57ページ、説明のほうは資料番号４、提出議案説明書のほうの３ページ下段のほうになりますが、を御覧ください。

今回の改正の趣旨は、地方税法等の改正に伴うものになります。

まず１つ目の第20条の５、附則第７条の４、附則第９条の２につきましては、所得税法の2.1％が課税となっている復興特別所得税の課税期間が令和19年度までとなっておりましたが、令和29年度まで延長となり、所得税に対する税率が1.1％に変更となりました。また、新たに防衛特別所得税が所得税額に対する税率として１％で新設され、令和９年１月から適用されます。そのため、市民税の寄附金控除額の計算については、復興特別所得税と防衛特別所得税を含めた算定となります。

続きまして、第23条の３の３、公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、その提出義務の範囲及び記載事項を改めるものということになります。

それから、第40条のほうです。固定資産税の免税点について、家屋については、課税標準額が30万円未満、償却資産については課税標準額が180万円未満に改定されます。

附則第６条の特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例が令和９年度までとされていましたが、終了期限がなくなり継続というふうになりました。

附則第７条の３、市県民税の住宅借入金等特別税額控除、住宅ローン控除と言われますけど、につきまして入居期限が５年間延長となり、こちらのほうは令和12年、2030年ですけど、入居まで延長となりました。

附則第21条、土地の長期譲渡所得については、優良宅地用であれば2,000万円以下の部分について税率の特例がありますが、地滑り防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域については、特例対象から除外となりました。

附則第23条の３、特定暗号資産の譲渡所得について、税率が累進である総合課税から分離課税に変更となっております。

施行日につきましては、資料４の提出議案説明書の４ページ、(3)のとおりとなります。説明のほうは以上です。

○委員長（板津博之君）　それでは、これより議案第32号に対する質疑を行います。

発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、質疑を終了といたします。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論もないようですので、討論を終了といたします。

これより、議案第32号　可児市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第32号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第34号　可児市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○農林課長（大津　誠君）　議案第34号　可児市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

資料番号１、議案書71ページ、議案説明書５ページのほうを御覧ください。

令和７年２月に発生した岩手県大船渡市林野火災では、平成以降で国内最大規模の被害となり、可茂消防事務組合はこの火災を受け、林野火災の発生を未然に防止するため、火災予防条例の一部を改正し、新たに林野火災注意報や林野火災警報を発令する規定が設けられました。これに伴い、本市の火入れに関する条例におきましても、消防側の発令と連動した安全対策を講じられるよう、条例の整備を行うものでございます。

主な改正点は、第14条、火入れの中止の要件に、林野火災に関する注意報が発令されたときを加えるものでございます。その他、これに伴う文言の整理を行っています。

なお、本改正条例の施行日は公布の日です。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○委員長（板津博之君）　これより議案第34号に対する質疑を行います。

○委員（大平伸二君）　これは可茂消防事務組合では１月１日に火入れに関する条例改正をされておるんだけど、何でこれ今の時期に改正になったのかということを教えてください。

○農林課長（大津　誠君）　委員のおっしゃられるとおり、１月１日に可茂消防のほうが条例の施行、改正をしておりまして、本来であれば３月議会に上げさせていただきたいところではあったんですけれども、ちょっと調整のほうが、申し訳ございません、遅れてしまいまして、本６月議会のほうで上げさせていただいております。すみません。

○委員（大平伸二君）　単なる調整不足ということですか。

○農林課長（大津　誠君）　そのとおりでございます。

○委員長（板津博之君）　ほかに質疑はございませんか。

○委員（髙木将延君）　火災の警報、注意報は、どのように発令されて、どのように確認できるのか教えてください。

○農林課長（大津　誠君）　こちらのほうは可茂消防組合のほうが発令をされますので、その発令された際には、すぐメールかにとかそういった情報ツールを通じて情報が入ってくるような形にはなってございます。

○委員長（板津博之君）　ほかに質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、質疑を終了といたします。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、討論を終了といたします。

これより議案第34号　可児市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第34号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第36号　可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○防災安全課長（後藤政幸君）　資料番号１、議案書73ページ、資料番号４、提出議案説明書５ページを御覧ください。

議案第36号　可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

今回の改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令において、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額の改定に伴うものでございます。

改正内容は、第18条について、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合の葬祭補償の定額部分を31万5,000円から33万円に引き上げることでございます。

附則としまして、令和８年４月１日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用する旨記載してございます。以上でございます。

○委員長（板津博之君）　これより議案第36号に対する質疑を行います。

発言はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

発言もないようですので、質疑を終了といたします。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論もないようですので、討論を終了といたします。

これより、議案第36号　可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第36号については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第42号　財産の取得についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○防災安全課長（後藤政幸君）　議案第42号　財産の取得についてでございます。

資料番号１、議案書の79ページ、資料番号の４、提出議案説明書の７ページを御覧ください。

本件は、消防ポンプ自動車を購入するもので、可児市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条に規定される2,000万円以上の動産の買入れに該当します。入札及び仮契約の締結まで完了しましたので、今回上程させていただきました。

入札は、令和８年５月19日に指名競争入札にて、指名８者、うち２者辞退により執り行われました。税込み予定価格2,899万9,999円に対し、落札率88.38％の2,563万円で落札されました。

落札者は、岐阜市金園町３丁目25番地、株式会社ウスイ消防代表取締役　臼井潔様です。

５月25日に仮契約を締結しており、議決をいただいた場合、議決日をもって本契約として成立することとなっております。

納入期限は、令和９年３月31日としています。

今回の購入車両は、第２分団第３部、川合への配備を予定しており、現在、同部が使用している車両は、間もなく初回登録より23年を経過します。

なお、購入車両は車両総重量3.5トン未満の車両であり、現行の普通免許での運転が可能です。3.5トン未満の車両は、購入分も含めこれで５台となります。説明は以上です。

○委員長（板津博之君）　それでは、これより議案第42号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（亀谷　光君）　消防自動車の排気量というのかパワーというか、その辺については購入されるときに表示が書いてありましたかね。例えばトルクだって言いますよね、普通あれだと、排気量はccだけど、その辺の表示はどのぐらいのものですかね。

○委員長（板津博之君）　分かりますか。

○委員（亀谷　光君）　分かりますか、分からなきゃ後で。

○防災安全課長（後藤政幸君）　すみません、今はちょっと資料を持ち合わせていませんのでまた後でお答えします。

○委員長（板津博之君）　それについては、じゃあ後ほど亀谷委員のほうにお伝えください。

ほかに質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、質疑を終了といたします。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

発言もないようですので、討論を終了といたします。

これより議案第42号　財産の取得についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第42号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りします。本日審査しました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

議事の都合により暫時休憩といたします。執行部の方は御退席いただいて結構です。お疲れさまでございました。

休憩　午前９時13分

休憩　午前９時14分

○委員長（板津博之君）　それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、協議題２．事前質疑(1)服装の自由化についてを議題といたします。

提出者の田上委員に説明をお願いいたします。

○委員（田上元一君）　それでは、服装の自由化についての質疑をさせていただきます。

これは、市の職員の服装の自由化ということなので、その点でお願いしたいと思いますけ

れども、全国の自治体で服装の自由化が進んでおりますということで、可児市においても勤務時間における服装は基本的に自由であるという認識、理解でありますが、中には若干その自由の意味を履き違えているのではないかというような声もお聞きすることがございます。

そんな中で、お隣、愛知県の一宮市においては、昨年10月28日ですが、職員の服装の自由化の新基準ということで、ｉ－コーデを進めますという、いわゆるｉ－コーデプロジェクトというのを始められたという報道発表がありました。業務であるとかＴＰＯに合わせた適切な装いとか服装を選択する重要性に着目した取組ということで、これは若手職員が中心になって、いろんな春夏秋冬の着こなしについての基準というものを、一定の基準を決めたというところであります。

今の、一般的にいわゆるビジネスカジュアルという言い方をしまして、ＴＰＯに合わせた服装というのは、これは公務員だけではなしに、あらゆる産業界で一般化していますけれども、可児市においての服装の自由化に関する考え方であるとか、今後の方針についてお聞きさせていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（板津博之君）　この件に関して執行部の説明を求めます。

○人事課長（金子嘉明君）　まず、現状の考え方ですけれども、可児市は全国でも先駆けて、平成12年４月１日から事務服の自由化、いわゆる服装の自由化に取り組んできたものと認識しております。当時から、市民からの信頼を損なわない服装とすることや、時や場所、場面、いわゆるＴＰＯに応じたふさわしい服装を各部署や個人で考えることを基本方針に掲げております。現在も、地球温暖化等による環境への配慮、いわゆるＧＸ、グリーントランスフォーメーションなどに取り組む事業所として、市民への啓発もかねて継続しております。所属長には留意点等を職員への周知と指導をお願いしているところでございます。また、最近は、市のＰＲを兼ねたオリジナルのポロシャツやアウター等を市役所全体で希望者を募り着用するなど、一体感の醸成等に取り組んでいるところでございます。

今後のことでございますが、当時から各自の判断で対応することとしておりますが、ふさわしくない服装や身だしなみの乱れについては、今後も所属長を通じて指導するように促していきます。以上となります。

○委員（田上元一君）　予想どおりというか、そういうことで私も職員でしたのでよく了解をしております。

実はもう一つ、この一宮市の非常にこういいなと思った点というのは、こういう形でアピールすることで、いわゆるＣＩ戦略といいますか、コーポレートアイデンティティということで、可児市の魅力を職員の服装の自由化という辺りを基にアピールしていくという、そういうところがあるんですね。

これは答えは正しくて、当たり前でやっていますよってそのとおりでいいんですけど、若手の職員が、一宮市のホームページも見られたと思いますけど、一定の秋冬の実際の服装なんかもやって、それをＰＲすることによって、何か一宮市の職員の株が上がるみたいな、そういう戦略も一つはあるんではないかなと思うんですね。なので、今の服装の自由化のその

ことについて各自の判断、それは全然の問題はなくて、そのことについて何か疑義はないんですけれども、よりそこを一つ、一歩進めるという広報戦略というか、そういう戦略的なことの観点からというのは、それは人事課長よりも市政企画部長になるかもしれませんけど、その観点では少し何かお考えがあるんでしょうか。

○市政企画部長（水野　修君）　今、議員おっしゃられたとおり、こういったところでも市のＰＲというのは出していくと可児市のＰＲにもなっていくかなというのは確かにあると思います。ですので、今後どういう形でできるかどうかちょっと分かりませんし、検討もしていかなきゃいけませんし、ほかの市町村がやられているところもちょっと参考にはしていかなきゃいけないと思いますが、今後、可児市をＰＲしていくための一つとして考えていきたいなと思います。以上です。

○委員長（板津博之君）　ほかに。

○委員（田上元一君）　いわゆる今だとシティプロモーションみたいな宣伝もやっています。そういうのの一つとして、ちょっと検討の一つに入れるという理解でよろしいですか。

○市政企画部長（水野　修君）　そのように思っていただければよろしいかと思います。

○委員長（板津博之君）　ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件につきましては終了といたします。

続きまして、事前質疑(2)水防訓練についてを議題といたします。

提出者の田上委員に説明をお願いいたします。

○委員（田上元一君）　先週の日曜日に水防訓練のほうが行われたところですけれども、実は５月の29日に新たな防災気象情報の運用がなされました。

テレビでも非常に大きく報道がされたところですけれども、このことについては、実は３月の総務企画委員会のほうで、可児市としてどういう運営をしていくんですかというお話をお聞きをしましたが、その時点ではまだ何も決まっていませんというお答えだったんですね。５月29日から正式に運用がされたということで、そのときにも各市町村というか、自治体の対応ということでいろんな報道がなされました。

例えば、まだ防災情報を流すシステムが変わっていないので、引き続き前の情報が流れてしまうだとか、そういう運用のそごがあるみたいなところも幾つか報道がされたところがありました。

それで、ちょうどその６月７日に水防訓練が行われたので、そのときには本部訓練と、それから避難所訓練、それから現場訓練をなされたと思いますが、新たな防災気象情報を活用しというようなことも当然あったと思いますので、この訓練の中でこの新しい防災気象情報をどのように運用していこうとしておられたのかというのも一つお聞きしたいという点であります。それについての、やってみてどうだったかということもお聞きをしたいと思います。

それからもう一点は、その水防訓練に関して市民の皆さんの参加の状況ということなんですけど、もともとこれ、７・15集中豪雨災害が平成22年にあって、翌年の平成23年から、実

は私は担当係長だったのでやり始めた人間なんですけど、当時はその自治会にこぞって参加をということで促して、多くの自治会員に参加をしていただいたということがありました。あわせて、わが家のハザードマップを作っていただいて、その周知をしていくというような、そういう流れだったわけですけど、年数がたって大きな水害もこの頃起きていないということで、非常に参加が少ないということをお聞きしています。ちなみに、私の地元の下恵土地区では、私の沢渡自治会だけしかやらなかったという状況だったです。

本部訓練、それから避難所訓練、現場訓練、それぞれ一生懸命やられてみえる、そのことについて特に申し上げることはありませんが、市民の皆さんに、先ほどの防災気象情報もそうですが、こちらの新しい形、どうやって周知をしていくのか、それからどうやって市民の皆さんにもお知らせをして参加していただくようなことを促したのか、促さないのか、今後はもう促さないのか、そこも含めて少し整理をさせていただきたいと思ってお聞きをしますので、お願いします。

○委員長（板津博之君）　この件に関して執行部の説明を求めます。

○防災安全課長（後藤政幸君）　新たな防災気象情報は、災害の危険度と住民の避難行動を５段階に整理した避難に関する警戒レベルとの関係性が分かりにくくなっていたため、気象庁が発表する防災気象情報も河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮はうちには関係ないんですが、の４つの現象をレベル１からレベル５の５段階に整理し、警戒レベルとの整合を図ったものとなります。これにより、レベル３「○○警報発令」で警戒レベル３相当、高齢者避難等をですね、レベル４「○○危険警報発令」で警戒レベル４相当の避難指示となり、住民の方が自主避難をする際の目安となり、判断はしやすくなったと考えております。

今回の水防訓練では、レベル３土砂災害警報及びレベル４土砂災害危険警報の状況を想定し、災害対策本部の運営を実施しました。

今回、防災気象情報の変更はありましたが、災害想定には影響がないため、水防訓練への直接的な影響はなかったと思っております。

また、自治会の水防訓練の参加については、市が把握している分では、令和６年が129自治会中13自治会、令和７年度は124自治会中22自治会、今回は120自治会中20自治会で決して多くはないですが、令和６年と比べると９自治会ほど増えております。今後も水防及び防災訓練の周知を行い、支援、協力をしていきたいと考えております。以上です。

○委員長（板津博之君）　質疑はございますか。

○委員（田上元一君）　今回の、例えば私の地元の沢渡自治会では、新たな防災気象情報のチラシを配って話をしたんですけど、例えば河川に関するものって、可児川は対象じゃないんですよね。そのことを話すと、えって皆さんおっしゃるわけです。あれは大きな、いわゆる直轄河川とか木曽川とか、大きいところしか対象じゃないわけですね。ですから可児川だと通常の大雨の浸水害みたいな形でしかないわけです。そのことさえも住民の皆さんは知らないわけですね。それは、要するにそれをお伝えしないと、受け取った情報を正確に住民の皆さんに伝えるという、そこが大事だと僕は思うんですね。

本部の訓練はそれはそれでいいんですけど、今度その自治会の皆さんに本当に避難していただくとか、そういうものは今までと変わりませんなら変わりませんという話をしなくてはいけないですし、どこが変わってどうしていくのだということ。

さっきその120自治会で20自治会といって、ちょっと増えていますけど、めちゃくちゃ少ないじゃないですか。少なくないですか。なので、本部のほうで幾ら声をかけようが何しようが動くのは住民の皆さんなので、そこはちょっと認識が甘いんじゃないかなと思うんですけど、その辺は部長どうですか。

○総務部長（水野伸治君）　委員御指摘のとおり、地元への呼びかけというところは、確かに私ども今回、気象情報が変わったからということも加えてということで考えてはお伝えすることができてなかったのかもしれません。

ただ、基本的に訓練というのは地域のほうで考えていただいて、市のほうは支援、協力はさせていただきますので、情報の提供ももう少し丁寧にさせていただいた上で、地元のほうで考えていただくという方向で今後進めていければと思います。

○委員（田上元一君）　ほかの市町村でもシステムがうまいこと変更できなくて、いまだに古い情報で周知がされるみたいなことがありましたけど、可児市の使っている防災システムについては、新しい防災気象情報で対応してその運用がなされているという理解でよろしいですか。

○防災安全課長（後藤政幸君）　そうですね。それで運用されていると考えております。

ごめんなさい。一度確認させてもらいます。

○委員長（板津博之君）　よろしかったですか。田上委員。

この件に関して関連で発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言はないようですので、これにてこの件は終了とさせていただきます。

ここで暫時休憩といたします。執行部の皆さんはありがとうございました。

休憩　午前９時29分

再開　午前９時31分

○委員長（板津博之君）　それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

３．報告事項、(1)出資法人（土地開発公社）の経営状況説明についてを議題といたします。

この件について執行部の説明を求めます。

○秘書政策課長（可児浩之君）　よろしくお願いします。

土地開発公社の経営状況について説明をいたします。

議案資料番号の９．令和７年度可児市土地開発公社事業報告書及び決算書の３ページをお願いいたします。

１．事業の状況です。

(1)の公有地取得事業及び(2)の公有地処分事業ともにありませんでした。

２．監査の実施状況及び３．一般庶務事項については記載のとおりでございます。

続いて、５ページを御覧ください。

令和７年度可児市土地開発公社の決算について御説明いたします。

１．収益的収入及び支出についてでございます。

まず、(1)収入です。

第２款事業外収益、第１項受取利息の決算額は223万4,054円です。普通預金金利の上昇により、予算額に対して増額となりました。

第２項有価証券利息の決算額は225万5,000円でございます。

次に、(2)支出です。

第２款、第１項販売費及び一般管理費の決算額は４万7,950円です。役員の報酬及び事務経費等でございます。

続きまして、６ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

(1)収入はありませんでした。

(2)支出ですが、第１款資本的支出、第１項公有地取得事業費として、当初予算に6,315万4,000円を計上しておりましたが、予定しておりました市道6020号線、市道6151号線、こちらは日特スパークテックＷＫＳパークの進入路の部分でございますけれども、道路整備事業に係る用地が取得されませんでしたので、予算の執行はありませんでした。

次に、７ページを御覧ください。

令和７年度可児市土地開発公社損益計算書です。

収益及び費用等については、先ほどの決算で御説明したとおりです。

一番下の当期純利益は444万1,104円となりました。

それでは、８ページを御覧ください。

令和７年度可児市土地開発公社貸借対照表について御説明いたします。

資産の部の１．流動資産でございます。

(1)現金及び預金の７億9,955万4,071円は、普通預金、定期預金として管理しております。

(4)代行用地２億663万688円、(5)代替地512万3,430円の詳細につきまして、14ページの保有土地明細表を御覧ください。

こちらは令和７年度末時点において、土地開発公社が保有している土地の明細表でございます。代行用地としてコミュニティ施設用地、市道112号線道路整備事業の２事業、さらに代替地として市道112号線道路整備事業の１事業、合計２事業の土地を保有しております。

再度、８ページにお戻りください。

２．固定資産(1)投資その他の資産です。

投資有価証券の２億9,961万2,311円、長期性預金の500万円の詳細につきましては、16ページの上段を御覧ください。

投資有価証券２億9,961万2,311円は、投資有価証券明細表のとおりでございます。また、長期性預金の500万円は公社の資本金に当たるもので、中段の表、資本金明細表のとおりとなります。

飛んで申し訳ありません。また、８ページのほうにお戻りください。

資産合計は13億1,592万500円となります。

次に、貸方です。

資本の部１．資本金(1)基本財産は資本金の500万円でございます。

次に、２．準備金(1)前期繰越準備金として令和６年度からの繰越し13億647万9,396円、(2)当期純利益は、先ほど損益計算書で説明しましたとおり、444万1,104円、以上、貸方の負債・資本合計は13億1,592万500円となります。

次の９ページをお願いいたします。

財産目録及び、それから10ページのキャッシュ・フロー計算書につきましては、記載のとおりとなりますので、ここでの説明は省略をさせていただきます。

令和７年度の事業報告及び決算書については以上でございます。

続きまして、資料変わりまして、議案資料番号の10．令和８年度可児市土地開発公社事業計画書及び予算書について御説明いたします。

２ページ、令和８年度の事業計画でございます。

公有地取得事業につきましては、記載のとおり、代行用地の取得が２件で、合計で面積は3,148.79平米、金額は6,616万8,000円でございます。

13ページを御覧ください。

青色で着色した部分を市道27号線道路改良事業の代行用地として買収をいたします。

続いて、14ページをお願いいたします。

同様に、青色で着色した部分を市道23号線、市道41号線交差点改良事業の代行用地として買収します。こちらは塩河の交差点のところになります。

戻って３ページを、すみません、お願いいたします。

令和８年度予算でございます。

第３条、収益的収入及び支出です。

第２款事業外収益として651万5,000円、金融機関に預けております資金の利息426万円、有価証券の利息として225万5,000円を計上しています。

続きまして、支出です。

第２款販売費及び一般管理費について、人件費及び事務費として５万5,000円を計上しております。

続きまして、４ページを御覧ください。

第４条、資本的収入及び支出です。

支出の第１款資本的支出の公有地取得事業費について、先ほど説明しました事業計画のとおり6,616万8,000円を計上しております。

以上が令和８年度可児市土地開発公社の予算でございます。

公社からの報告は以上でございます。

○委員長（板津博之君）　ありがとうございます。

この件に関する質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

次に、報告事項(2)出資法人（一般社団法人カニミライブ）の経営状況説明についてを議題といたします。

この件に関して、一般社団法人カニミライブの説明を求めます。

○一般社団法人カニミライブ事務局長（三宅大祐君）　よろしくお願いいたします。

一般社団法人カニミライブの経営状況について、資料番号11．令和７年度事業報告及び決算報告で説明させていただきます。

３ページをお願いします。

初めに、令和７年度の事業報告です。

Ⅰ．取組方針については、事業計画で定めていたとおり、「小さく始める」姿勢を大切にしながら、地域資源と地域の人が活躍できるよう、特産品開発事業を通じて販売力の強化と販路のさらなる開拓を図り、持続可能なブランド化の基礎を築くという方針の下、事業を推進してまいりました。

次に、Ⅱ．主な取組については、特産品開発事業として昨年度に開発した商品「かにたろうクッキー」の販路の拡大・販売促進を図りました。①「かにたろうクッキー」の商品概要は、昨年度から変更がございませんので、詳細な御説明は割愛させていただきます。

次に、４ページ目をお願いします。

エ．商品ラインナップも昨年度から変更はございません。ギフトセットとかにたろうクッキー及びコンフィチュールのくりミルク、はちみつジンジャーを単品で取り扱っています。

次に、②販売店舗についてです。

令和６年度末時点では市内８店舗で商品を販売していましたが、令和７年度末時点では市内18店舗、市外14店舗の合計32店舗に販路を拡大しました。令和８年４月以降も無印良品の銀座店や札幌店など順次店舗を拡大しています。

続いて５ページ目をお願いします。

③出張販売等に記載のとおり、市内外39のイベントなどで出張販売を行いました。こういった出張販売の際には、地域の学生も一緒に販売を行いました。

続いて６ページをお願いします。

２．情報発信としては、(1)のとおり、公式ウェブサイトやインスタグラムを活用した情報発信を行いました。また、(2)のとおり、文藝春秋社が発行している全国誌、雑誌「ＣＲＥＡ」の特集、「47都道府県手みやげリスト」において、岐阜の代表として紹介されました。また、ＳＮＳ展開としてインスタグラム等の媒体で取り上げていただくなど、メディアにお

ける露出もありました。

次に、３．ブランド化についてです。

ブランド化の戦略として、試食販売などの直接販売を通じて収集した消費者ニーズを基に販促ツールの作成を行い、商品の魅力が伝わるよう工夫を行いました。

続いて７ページをお願いします。

Ⅲ．庶務の概要を御覧ください。

１．社員・理事等に関する事項です。

社員は変わらず可児市と株式会社良品計画で、理事等については市含め人事異動等による人員の変化が生じたため、登記事項の変更を行っています。

２．会議の開催です。

記載のとおり、(1)の理事会を４回、(2)の社員総会を２回実施しています。

続いて、８ページ以降は、令和７年度の決算について記載をしております。

まず、Ⅰ．貸借対照表を御覧ください。

資産の合計は610万5,562円です。

負債の部は、(1)買掛金として、商品の仕入れ代金の未払い分等を合わせて合計80万9,400円となり、一般正味財産は29万6,162円でした。

基金の500万円は、令和６年度に可児市から拠出されたものになります。

なお、内訳については次のページで御説明いたします。

９ページをお願いします。

正味財産増減計算書です。

まず、Ⅰの一般正味財産増減の部の(1)経常収益につきまして、売上高が昨年度の約10倍に当たる911万494円で、その他受取利息を合わせて、経常収益の合計は911万7,325円でした。

続いて(2)の経常費用です。

事業費としまして、商品の仕入高、商品原価と棚卸高を合わせて605万9,635円、また商品の発送や試食販売時の備品や収入印紙など管理費の合計は135万6,841円となり、経常費用を合わせて741万6,476円となりました。

その他法人税等の税金関係で19万3,800円、これらの費用を先ほど申し上げました収益の合計と差引きした結果、一般正味財産の増減は150万7,049円でした。

11ページをお願いします。

Ⅳ．財産目録になります。

こちらは記載のとおりとなりますので、よろしくお願いいたします。

令和７年度事業報告及び決算報告の説明は以上でございます。

続いて、資料番号12．令和８年度事業計画及び収支予算です。

３ページをお願いします。

令和８年度事業計画です。

Ⅰ．取組方針として、既存事業の拡大に向けて販売力の強化と販路のさらなる開拓を図る

とともに、地域の事業者や学生、行政との連携を一層深めながら、地域全体で特産品ブランドを育てる体制づくりを推進していきます。イベント出店や企業連携、メディア発信等を通じて地域の認知度向上を図り、地域産業の活性化や関係人口の創出につなげていきます。また、新たな商品開発や事業展開の検討を進めることで、持続可能な地域特産品ブランドの確立を目指します。さらに、商品開発や販売活動のプロセスを地域内で共有することにより、新たな挑戦が生まれる土壌を育み、地域における持続可能なビジネスモデルの形成につなげていくことを方針としています。

Ⅱ．主な取組です。

１．特産品開発事業として、次世代を担う学生や若年層をプロセスに巻き込みながら、その感性やニーズを反映させることで、特産品開発事業における多角的な事業戦略の策定を推進していきます。

(1)販路の拡大・販売促進では、かにたろうクッキーなどの既存の商品の販売先、営業先の確保などを通して販路を拡大していきます。具体的には、既存店の売上げ拡大に向けた取組と、新規取引先の獲得や法人向け営業の強化及び地域行事・ギフト需要の取り込み、地域企業との共同企画によるブランド力と集客力の向上、地域イベントへの出店を通じた市場ニーズの調査と還元、学生との連携による対面販売や新規販路の開拓を行います。

(2)の情報発信については、昨年度に引き続き、認知度拡大とファンづくりを目的とした地域密着型の多重的なプロモーションを実施していきます。

(3)のブランド化については、既存の商品の改良や未利用資源を活用した新商品の開発の検討を行っていきます。具体的には、消費者ニーズに応じた新たなパッケージの展開やギフトセットの開発等を行います。

(4)事業基盤の強化と新規展開についてです。

将来的な事業の持続的運営を見据えつつ、製造・納品・配送等を担う事業者やプレーヤーの発掘を進め、運営引継ぎの枠組みについても検討を行っていきたいと思います。

４ページをお願いします。

令和８年度の収支予算として、１．経常収益は売上高として1,560万2,000円、経常費用としましては、事業費として仕入高などを合わせた1,295万円、管理費合計が20万円、経常費用の合計は1,315万円を計上しています。

当期一般正味財産増減額は、経常収益から経常費用等を差し引き、端数誤差、いわゆる丸め誤差を踏まえ234万円となる見込みです。

以上で、令和８年度事業計画及び収支予算についての御説明を終了します。

○委員長（板津博之君）　ありがとうございました。

ただいまの件につきまして質疑はございませんか。

○委員（田上元一君）　昨年の６月の総務企画委員会でも前年度の事業報告と計画の報告をいただいたんですけど、そのときのまとめとして、当初の収支計画と決算等がかなり数字的に大きな乖離があるということに関して、どうなんだといろいろ議論があったというふうに理

解をしています。

その上で、これは皆さんが出て行かれた後だと思うんですけど、委員長のほうで総務企画委員会として、次のカニミライブの理事会において、この総務企画委員会で話し合われた内容を理事会として話し合っていただきたいということをお願いをすると。そうした申入れをすると。その上で、そこでの話合いが、どのような話合いが行われたかという報告をこの総務企画委員会にしていただくことも併せてお願いをさせていただくということで、一応昨年の委員会はそういうふうで終了しているんですね。

それでいうと、今年の３月に理事会があったわけなので、当然そこでこの話も出たと思いますけれども、それは委員長のほうには報告があったんでしょうか。少なくとも総務企画委員としては承ってないんですけれども、そこはどうなんでしょうか。

○委員長（板津博之君）　その件は昨年の委員長からは、私は引継ぎというかは受けておりませんので、申し訳ないんですけど、その件については承知をしていないというのが事実でございます。

○委員（大平伸二君）　報告があったかなかったかということも聞いていないということですね。

○委員長（板津博之君）　報告はございませんでした。

○委員（田上元一君）　執行部のほうは、委員長のほうからそういう話は聞いておられますでしょうか。

○市政企画部長（水野　修君）　正式に委員長からそういうお話は直接いただいてはなかったです。以上です。

○委員（田上元一君）　そうすると、去年の話をもう一遍しなくちゃいけなくなってしまうんですけど、もともとの事業計画では１年目の純利益が４万4,000円、２年目は760万円、３年目には773万円という純利益を上げるということで、500万円の出資金というのをその予算上でお認めさせていただいたという、それでスタートしたという経緯があるわけですね。

それで昨年そのことで、120万円もマイナスになっちゃって、どうなっているんやという話を随分させていただきましたね、この場で。結局それに対して答えはなかったわけですし、経営責任として当然理事が有限責任者として出ているわけですから、どうなんでしょうかという話を昨年もさせていただいたわけですけど、今年も同じような、結果としては、当初の計画とすれば乖離があるということは事実なわけなので、そこに対してはどういう見解を、それはカニミライブさんよりも理事のほうでどういうふうに思ってみえるんでしょうか。

○市政企画部長（水野　修君）　昨年度に引き続きまして収支計画と決算の中の乖離ですね、これがあるということで、こちらのほうも大変その点に関しては、どうしていこうかというのはあります。

それによって、昨年度につきましては、販路もどんどん拡大をしていきながら、かにたろうクッキー１品ではありますが、それをどのように売っていくか。正直、売るというのは非常に大事なことではございますが、それに付随した可児市のＰＲ、これも非常に大きいもの

があり、売りながら可児市をＰＲしていくというところもあります。

ですので、お金に関しては確かに乖離が非常に大きい、計画と非常に大きいものがあることはありますが、非常に可児市のＰＲ、知名度向上に関しては徐々に芽生え始めてきている、そういったところがございますので、何遍も言いますが、乖離の点では本当に計画に沿った形ではなかなかいけていないというのは事実でありまして、その点に関しては大変申し訳ございませんが、徐々に芽生え始めているというところもございますので、このまま状況を見ていきたい。どんどん成長していっていることは確かでございますので、また今後につきましても、さらなる販路拡大ですとか、そういったところも聞いておりますし、どのように売っていこうか、売っていく方法、それから併せて可児市をどのように皆さんに、全国の皆さんに知っていただくか、そういったところも検討しながらやっていっております。

また、先ほどの報告の中にもありましたとおり、地域の学生さんと一緒になって考えていく、また地域の人たちと一緒になって考えていく、そういったところも徐々に芽生え始めてきていますので、そういったところも含めながら、この事業を今後も続けていきたいなというふうに考えておりますので、いまいち収支計画と決算の乖離がありますが、そういったところも見据えながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞ御理解をいただきたいなというふうに思っております。以上です。

○委員（田上元一君）　昨年のこの場でもそういうお話がありました。経済交流部長のほうから話があって、数字は出ていないけれども頑張っているのでよろしくねという話です、簡単に言うと。

昨年12月の委員会で農林課長のほうから一生懸命頑張っていますって、あと少しですという話で、その努力について何か言うことはないんですけれども、結果は結果なんです、間違いなく。

最初に我々が議会で500万円という出資金を議決したのは、３年間の収支計画でというのがもう前提にあるんですね。そこを頑張っているからもうちょっと見てくださいということで、はい、分かりましたって、皆さんが思われるならそれはそれでいいですけど、私はそうは腹に入らないです。だから、その結果に対しての責任というのはきちんと取っていただく必要があると思っていますし、また昨年も、髙木委員も私も同じ思いですけど、これだけでブランド化ってどうなのという話を昨年もたしかさせていただいたと思うんですね。それも、これで新たな商品開発をみたいなところももちろんありますけれども、まず数字が出ていないことに関して、そういう説明だとそれをこれ以上言うことはもちろんないわけですけど、では逆に言えば、もう少し委員会のほうに説明責任を、あるいは議会全体に対して説明責任を果たしていただくということが必要になってくるんではないかなと。これは執行部というよりも委員長にお願いですけど。はい、分かりました、総務企画委員会で、分かりました、数字は出ていないけれどもよろしくねと言われたので、それでいきますという話で受けてしまっていいのかどうか。私はそれは非常に疑問だと思いますので、それはまた執行部が出てからでも結構ですけど、判断をいただきたいなというふうな、そんなような思いです。

すみません、意見というか質問ではないですが。意見です。すみません。

○委員長（板津博之君）　今の田上委員の発言につきましては、この後の引継ぎ事項等のこともありますので、そちらでもしっかり取り上げさせていただきたいと思います。

この件に関しては、ほかに質疑はございませんか。

○副委員長（渡辺仁美君）　ありがとうございます。

かにたろうクッキーを一つのビジネスモデルと捉えると、ここの委員の皆さん、それなりに様々な御意見をお持ちですね。

収支の計画や報告に対して、私は今問いませんが、今言ったビジネスモデルそのもの、そこにさっきの御説明だと、いろいろぶら下がって若者との連携とか、地域のいろんな掘り起こしとか、関係人口とか、そういうことになってくるんですけど、かにたろうクッキー１本でそこに全てぶら下げて本当にいいのかなというのが今切々と感じるところです。

当初、開発していくよ、新商品作るよっておっしゃったときの説明に、今思い出すと栗パウダー、その工法を使って里芋に変えて何かを作るとおっしゃったので、例えば可児市で売れ筋の岐阜・可児サブレという栗のお菓子があるんですけど、そういった形になってくるのかな、ああ、それなら売れるなとか思ったんですね。そのかにたろうクッキー１つで販路販路って、確かにその努力や、かわいい子を育てるみたいな、その感じはすごく分かるし、私たちも大切にして、時としては買ったりするんですけれども、ちょっともう少し別な意味のかわいらしさとか、若干派手さとか、そういったものも含めて、あと可児市にはいろんなブランディングできる、切り取れるものがほかにもありますので、できればタイムパフォーマンスを考えて、開発に時間と費用をかけない形で、既存のもののちょっと何ていうか、少しトレンドに合わせて形を変えるだとか、そういった軽微な方法で何かできるものでバリエーションを持ってもっと可児市をアピールしたほうが早いかなと、こんなふうに思うんですけど、これは私だけの思いでしょうか。ちょっとその辺御意見あれば、現時点で結構ですので、何か聞かせていただけませんか。

○一般社団法人カニミライブ事務局長（三宅大祐君）　御意見ありがとうございます。

まさにおっしゃっていただいたところは確かだなというふうに思っています。昨年も、ある企業でかにたろうクッキーの出張販売をさせていただいたんですけれども、まだちょっと販売してから半年というところもあったんですけど、９割の方がまだ知らないという現状もありました。おっしゃるとおり、かにたろうという、せっかくキャラクターを作ったので、広げていきたいという思いはあるんですけれども、まだまだかにたろうクッキーの認知度が足りていない。逆に言うと、まだ伸び代あるというふうなところも思っておりますので、そこもまずしっかりやっていくと。中途半端に手を広げるというのもちょっと逆に危険だと思いますので、今あるものもしっかり広げていくということ。

あわせまして、先ほど御指摘いただいたとおり、トレンドに合わせた見栄えですとかというところも、まさに若者の意見をいただきながら新しいパッケージ等の展開も今検討しているところで、また地域の素材、新しい素材も生かした、ちょっとバージョンアップというよ

うなところも今検討しているところでございますので、本当におっしゃっていただいたところはそのとおりで、変に費用をかけるということはなく、しっかり着実に広げていけるような施策を引き続き取っていきたいというふうには考えています。以上です。

○委員長（板津博之君）　ほかに質疑ございませんか。

○委員（髙木将延君）　せっかく事務局長に来ていただいているので、少しちょっと細かい話にはなるかと思うんですが、利益構造がちょっと今見ていて心配かなと思ったので質問させていただきたいんですが、年間売上高911万円に対して売掛金が決算末で141万円あると。かなり割合多いような気がするので、少し、るる幾つか聞きたいんですが。

まず、販売手数料の77万円ぐらいは、これは何にかかるお金になっていますか。

○一般社団法人カニミライブ事務局長（三宅大祐君）　こちらなんですけれども、地域の事業者の多くが販売委託という形を取っておりますので、こちらの販売していただいたその委託料というのがこちらの費用に発生しております。

○委員（髙木将延君）　そうすると、売上高の911万円というのは、製品価格での売上げと、卸で入れているところは卸価格での売上げと両方入っているということでよろしかったですか。

○一般社団法人カニミライブ事務局長（三宅大祐君）　御指摘のとおりです。

○委員（髙木将延君）　そうすると、その割合というのは今分かりますか、分からないですか。

○一般社団法人カニミライブ事務局長（三宅大祐君）　ざっくりなんですけれども、３分の２が委託、３分の１が買取りというような、今現状としてはそういった形です。

○委員（髙木将延君）　そうすると、当初といいますとあれですけど、お菓子として普通に流通した場合の仕入れ、販売、販売というのは卸価格で販売したときの価格よりも今回の売上高というのは、製品の数と比較すると高く出ているということになりますよね。

○一般社団法人カニミライブ事務局長（三宅大祐君）　はい、そうですね。

○委員（髙木将延君）　あと在庫数、期末棚卸高という25万円というのは、これはどこの棚卸しになるんですか。

○一般社団法人カニミライブ事務局長（三宅大祐君）　こちらは先ほど申し上げましたとおり、販売委託先における店頭在庫になりますので、何かこちらでストックしているというわけではなく、委託先にある、店頭にあるものを在庫として計上しています。

○委員（髙木将延君）　ありがとうございます。

当初のお菓子として通常流通する形と、あとお土産等で、お土産のニーズが高いということで、今後お土産の方向にいくというような話も聞いているんですが、そうした場合に利益構造として当初の予定ほどの単品を売った場合の利益が確保できるかどうかというところを少し心配しているんですが、その辺りはどのように考えられているかというのは。

○一般社団法人カニミライブ事務局長（三宅大祐君）　まさに髙木委員から御指摘のとおり、まさにＢｔｏＢですとか企業向けというところが非常に今後伸ばしていきたいところではございます。

とはいえ、やはり店頭で取り扱っていただくことで、地域の事業者さんの売上げにも少なからずは貢献できているというところがございますので、できることなら出張販売ですとか、ＢｔｏＢ、企業向けというところを伸ばしていきたいところはあるんですけれども、しっかり地域の事業者さんにも応援してもらえる、支えてもらえるという構造もしっかりやっていきたいとは思っておりますので、そこをバランスを見ながらやっていきたいとは思っています。

○委員（髙木将延君）　まさに、何ていうんですかね、販路拡大で売上げの確保って大事だと思うんですけど、やはりその中で利益を確保していただいて、その利益を次の商品に回していただくような構造にしていっていただきたいなと思いますので、少しまたそこも販路拡大とともに検討していただいて、利益の出る構造に少し変えていただくような形をお願いしたいなと思います。以上です。

○委員長（板津博之君）　ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

では、すみません、私から１点だけ。

今期の予算の先ほどの説明の中でも、新商品の開発という部分もうたってあったかと思いますけど、それを併せて今お考えになられているかどうかというのを教えていただけますでしょうか。

○一般社団法人カニミライブ事務局長（三宅大祐君）　まさに新商品の開発というところも、今の販路開拓をしながら進めているところでございます。

ただ、たちまち新しい商品がすぐ出るというところではなく、先ほど申し上げましたとおり、既存のかにたろうクッキーのところでどれだけ広げられるかというのをまずはしっかり固めていきたいところがございます。その中でフレーバーが増えたりですとか、何かそういったところはもう検討しており、委員長おっしゃったとおり、新しい商品というのも継続して検討はしていくという状況でございます。

○委員長（板津博之君）　ありがとうございます。

ほかに発言ございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

ここで10時20分まで休憩といたします。

以降の議事については委員のみで行いますので、執行部及びカニミライブの皆さんは御退席いただいて結構です。ありがとうございました。お疲れさまでございました。

休憩　午前10時10分

再開　午前10時21分

○委員長（板津博之君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、先ほどの議案第42号　財産の取得についてに対する亀谷委員からの質疑に対する

答弁をいただきたいと思いますので、発言を許可したいと思います。

○防災安全課長（後藤政幸君）　先ほどの亀谷委員からの質疑で、車両の排気量及び最大トルクは幾つかということで、排気量は2,000ccになります。最大トルクが179馬力ということになっております。以上です。

○委員長（板津博之君）　ありがとうございます。

亀谷委員、それに対してはよろしかったですか。

○委員（亀谷　光君）　分かりました。以上でいいです。

○委員長（板津博之君）　では、以上で終了といたしますので、総務部長と防災安全課長は退席いただいて結構です。

暫時休憩といたします。

休憩　午前10時22分

再開　午前10時22分

○委員長（板津博之君）　それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

４．協議事項、(1)次期委員会への引継ぎ事項についてを議題といたします。

議会基本条例第11条第４項による次期常任委員会へ引き継ぐ所管事務調査及び政策提案の内容について取りまとめを行いたいと思います。本日の資料の３ページに、総務企画委員会引継ぎ事項について（案）というものを正・副委員長のほうで作成しましたので、これをちょっと皆さん、今から、見ていただいていると思いますけれど、これはあくまでも案でございますので、先ほどの本日の委員会の中身も鑑みて、例えばここに項目としては、１つ目として地域防災力の向上について。若干私からじゃあ説明をさせていただきたいと思いますが、これは先般の草津市の視察もそうでありますし、またこの委員会のメンバーでは議会報告会の中で多文化共生センター フレビアにお邪魔して、外国籍市民の意見も意見交換の中で意見聴取をさせてもらったという中で、１つテーマとして掲げてきた外国籍市民に対する防災対策という中で、今回、草津市には外国人消防団、機能別消防団ですね、をテーマに視察に行ったわけでありますが、その内容を踏まえて正・副委員長でこのような文言にさせていただいております。

２つ目としては、公民連携についてということで、これはもう前委員会からも申し送りがあって、先ほどカニミライブの報告の中では、前委員長からちょっと、いわゆる売上げの乖離ですね、当初の目標との乖離についての懸案事項もあったわけでありますが、それも含めてこの公民連携ですね、一般社団法人カニミライブについて、その収益を活用することにより地域の活性化につながる事業となるよう引き続き注視するとともに、その他の公民連携による事業についても、地域課題の解決や効果が十分発揮されるよう状況把握に努めることという文言にしてございます。

３つ目としては、ＤＸの推進についてということで、これも前委員会からも申し送られていた部分ではありますけれども、行政の効率化や市民サービスの向上を図る上でＤＸの推進

は喫緊の課題であると。本市では、市民の利便性向上と窓口業務の効率化を目指したＤＸ化の取組が進んではいるが、さらなる業務効率化、市民サービスの向上が図られるよう調査研究に努めることということにさせていただいております。

１番目をちょっと読み上げていないですけれども、地域防災力を向上させる取組を継続するとともに、特に以下の点について、さらなる調査研究及び具体策の検討を進めることということで、１つ目として、機能別消防団の組織化、外国籍市民が支援される側にとどまらず、災害時の通訳や避難所運営などにおいて地域防災の担い手として活躍できるよう、機能別消防団の設置可能性や制度設計について研究することということで、これはやりなさいよということではなく、設置可能性や制度設計について研究をすることということにとどめさせていただきました。

２つ目に、災害情報の発信・伝達方法の最適化ということで、多言語化や「やさしい日本語」の活用、ＳＮＳをはじめとする多様なデジタルツールの運用を通じ、外国籍市民へ確実に災害情報が届き、避難行動につながるための発信・受信体制について調査研究を行うことということにさせていただきました。

冒頭申し上げたとおり、あくまでも案でございますので、今日、委員の皆さんから御意見をいただいて、修正するところは修正させていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○委員（髙木将延君）　修正云々という話ではないですが、地域防災力向上についてというところで、①②と外国籍市民のことに触れられています。やはり我々はこれをやってきたので、ぜひ引継ぎしていかなきゃいけないなということは思っておりますが、地域防災力の観点からいくと、そのほかにもやっぱり高齢者ですとか若年層という話もありますし、機能別消防団も外国籍市民の消防団だけではなくて、重機を持っている消防団ですとか、あと若者の組織する消防団というような機能別という考え方もありますので、そういうことも踏まえてということで、冒頭に地域防災力を向上させる取組を継続するとともにの、この「ともに」に全て含まれるというような意味でいいかなとは思うんですが、そういうこともやっていかなきゃいけないなという、ちょっと確認だけの発言でございます。

○委員長（板津博之君）　まあ、そういうことですね。

いわゆる機能別消防団を外国籍市民で組織することに限定してしまうということですよね。私もそこはちょっと懸念しましたので、ちょっとそういう意味ではもうちょっと書き方なり、この冒頭の地域防災力を向上させる取組を継続するとともにで収めていいものかどうかというのは悩ましいところなんですけれども。どういう書きっぷりにするかというのは、またちょっと考えないといけないとは思いますけれども。

逆に何かこうするといいみたいなのがあれば。

〔挙手する者なし〕

ちょっと暫時休憩にします。

休憩　午前10時30分

再開　午前10時55分

○委員長（板津博之君）　それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

今、委員の皆さんと次期委員会への引継ぎ事項について、るる意見交換をさせていただきました。まとまった総務企画委員会としての引継ぎ事項について、今から音読をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず１点目、地域防災力の向上について。

地域防災力を向上させる取組を継続するとともに、特に以下の点について、さらなる調査研究及び具体策の検討を進めること。

①としまして、機能別消防団の組織化。

機能別消防団の設置可能性や制度設計について研究すること。

②としまして、災害情報の発信・伝達方法の最適化。

多言語化や「やさしい日本語」の活用、ＳＮＳをはじめとする多様なデジタルツールの運用を通じ、外国籍市民へ確実に災害情報が届き、避難行動につながるための発信・受信体制について調査研究を行うこと。

③としまして、防災訓練について。

年２回の防災訓練では、地域住民が参加しやすい訓練となるよう、委員会として調査・研究をすることでいいですね。

２点目、公民連携について。

新たな公民連携の取組として、令和６年に設立された「一般社団法人カニミライブ」について、その収益を活用することにより、地域の活性化につながる事業となるよう引き続き注視するとともに、その他の公民連携による事業についても、地域課題の解決や効果が十分発揮されるよう状況把握に努めること。

３点目、ＤＸ推進について。

行政の効率化や市民サービスの向上を図る上でＤＸの推進は喫緊の課題である。本市では、市民の利便性向上と窓口業務の効率化を目指したＤＸ化の取組が進んでいるが、さらなる業務効率化、市民サービスの向上が図られるよう調査研究に努めることとの以上３点とさせていただきたいと思いますが、この件に関してそれでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

じゃあ、そのようにさせていただきます。

この引継ぎ事項については議会運営委員会のほうで、また私から報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、４．協議事項ですね、(2)番、行政視察報告についてを議題といたします。

視察報告は皆さんいろいろ所感や考察、出していただいてありがとうございました。

先般、５月19日に草津市のほうにお邪魔して、外国人消防団の組織化と多文化共生防災、そして２点目として官民連携による都市公園の価値向上とエリアマネジメントということで、KUSATSU COCORIVAのほうに皆さんでお邪魔をしました。この視察報告書、本日の資料の４ペ

ージから10ページまで取りまとめをさせていただいております。また見ていただきまして、何か抜けていることとか、誤字脱字等があれば御指摘いただければと思いますが。

今すぐではなくともこれは結構ですので、また持ち帰っていただいて、しっかり見ていただければと思います。

それで、御指摘いただいて完成したものを議長のほうに報告をさせていただくということにさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。よろしいですかね。

〔「はい」の声あり〕

では、以上で本日予定の案件は全て終了いたしました。

そのほか委員会として、今期の最後の総務企画委員会、このメンバーでの最後の委員会となりますので、何か全体を通じて御意見あれば今お聞きしたいと思いますが、特になければ終了とさせていただきますが、よろしいですか。

〔「いいです」の声あり〕

それでは発言もないようですので、これにて総務企画委員会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

閉会　午前11時01分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和８年６月17日

可児市総務企画委員会委員長